

# 令和8年度 真室川町 子育て支援のお知らせ (年齢別カレンダー)

母子健康手帳



## 妊娠・出産

## 乳幼児

## 小・中学生

真室川町子ども家庭センター【福祉課 62-3436】 保健師等が、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々なご相談に応じます。

**妊婦のための支援給付交付金【福祉課 62-3436】** 母子手帳の交付時に5万円、出産時に子ども1人につき5万円を給付。  
【(要)申請】

**不妊治療費助成【福祉課 62-3436】** 一般不妊治療費及びその通院費用に対し年度ごとに7万円を上限に助成。【(要)申請】

**妊婦健診費用助成【福祉課 62-3436】** 妊婦健診費用128,040円を助成。(多胎は5,000円×5回上乘せ)【(要)申請】

**遠方の分娩取扱施設への交通費助成補助金【福祉課 62-3436】** 周産期母子医療センター(山形市、鶴岡市)での妊婦健診が必要な妊婦に対し交通費の8割と宿泊費1泊当たり2,000円を控除した額を助成。【(要)申請】

**新生児聴覚検査の費用助成【福祉課 62-3436】** 出生後新生児の聴覚検査を全額助成。(県立新庄病院と契約、他機関は償還払い)  
【(要)申請】

**産婦健康診査【福祉課 62-3436】** 分娩医療機関が実施する産後2週間及び1か月の産婦健診の費用を助成。【(要)申請】

**1か月児健診【福祉課 62-3436】** 分娩医療機関が実施する生後1か月児の健診費用を助成。【(要)申請】

**未熟児養育医療費給付事業【福祉課 62-3436】** 未熟児(出生時体重2,000g以下)であって、医師が養育の必要を認めた児童について、申請に基づき養育医療券を発行し養育に要した費用の一部を助成。【(要)申請】

**こどもスマイルスポット事業【子育て支援センター 62-2278】** 生後3か月～小学校6年生の3月31日までのお子さんを預けたい時、センターの職員が子育て応援団「あんよ」と調整し、中央公民館で最大4時間の託児をお受けします。【(要)申請】※自己負担あり

**保育施設給食費無償化【教育課 62-2223】** 【申請不要】

**保育料無償化【教育課 62-2223】** 【申請不要】  
※延長保育・一時預かりなどの一部事業を除く

**家庭保育支援給付金【教育課 62-2223】** 満1歳未満の乳児を家庭で保育している保護者に月3万円を給付。【(要)申請】

**産後ケア費用助成事業【福祉課 62-3436】** 産後ケアの利用を希望する産後1年未満の母子に対し、助産師による相談や母子のケアを行う際の費用を町が負担。(自己負担有り)【(要)申請】

**子育て支援センター【62-2278】** 就学前のお子さんとお家の方へ遊びと交流の場を提供。各種事業も実施。(詳細は裏面へ)  
【申請不要(尚、各種イベントは申し込みが必要です)】  
場所：中央公民館 1階  
時間：平日 9:30～11:30、14:00～16:00  
土曜 9:30～11:30 (閉所：日曜・祝日、年末年始)

**小児予防接種【福祉課 62-3436】** 予防接種法に基づく定期接種について、標準的接種期間内の接種費用を全額町が負担。  
【申請不要】

**病児保育【教育課 62-2223】** 生後3ヶ月～小学3年生までの乳幼児等で、急な病気等で保育所等の集団保育を利用できない場合、町が協定締結する新庄市の施設でお預かりする制度。(利用料2,500円/日の半額を町が助成)【(要)申請・施設への事前登録が必要です】

**小・中学校給食費無償化【教育課 62-2223】** 【申請不要】

**小・中学校副教材費無償化【教育課 62-2223】** 【申請不要】

**学童クラブ【教育課 62-2223】** 各小学校の施設内で、共働き家庭など留守家庭の小学生を対象に、放課後及び学校休校日に適切な遊びの場や生活の場を提供。(日曜、祝日、年末年始を除く)  
【(要)申請】

**就学援助制度【教育課 62-2223】** 町立小中学校に在籍する児童生徒のいるご家庭に対して、経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な状況で、費用の援助が必要と認められ、生活保護法による扶助を受けていない場合に、就学に必要な費用の一部を援助する制度。【(要)申請】

## 年齢を問わない支援 (18歳まで)

**子育て支援医療証【町民課 62-2054】** 高校生相当年齢までの子どもの医療費の負担を軽減。【(要)申請】

**ひとり親家庭等医療証【町民課 62-2054】** ひとり親家庭等で、所得税非課税の保護者とその保護者に扶養されている18歳以下の子どもの医療費の負担を軽減。【(要)申請】

裏面に続きます

# 令和8年度 真室川町 子育て支援のお知らせ (事業別のご案内)

## ～ お問い合わせ先や必要書類について ～

年齢別カレンダーや事業別のご案内は、制度の概要や各課代表の名称のみ記載しています。詳細は各係の職員がお話ししますので、記載の電話番号にご連絡の上、ご用件をお伝えください。また、申請等に必要書類は、各制度・事業によって異なり、転入された方の場合、従前の居住市町村で発行する所得に関する証明や戸籍謄本が必要な場合もありますので、併せて各係へお気兼ねなくご相談ください。



### ～乳幼児健診～ 福祉課 Tel.62-3436

【福祉課から保護者にご案内します】

事業の名称	事業の内容
乳児健診 (3.4ヶ月児、7.8ヶ月児)	身体測定、内科健診、健康相談、歯科相談
1歳6ヶ月児健診	身体測定、内科健診、歯科健診、フッ化物ゲル塗布、健康相談
すくすく教室 (1歳お誕生日相談)	栄養相談、歯科講話・相談、身体測定
2歳児歯科健診	身体測定、歯科健診、フッ化物ゲル塗布、健康相談
3歳児健診	身体測定、内科健診、歯科健診、健康相談
キラキラ教室	歯科健診・フッ化物ゲル塗布 延3回 (1歳6ヶ月から3歳児まで)
年中児健診	問診、視力検査、診察、事後相談



### ～児童手当関係～ 福祉課 Tel.62-3436

【(要)申請】

事業の名称	事業の内容
児童手当制度	高校生年代までの児童を養育している方 (3歳未満) 月額 15,000円 (3歳以上高校生年代) 月額 10,000円 支給月: 4月、6月、8月、10月、12月、2月 ※第3子以降は月額 30,000円 (22歳到達後の最初の年度末までの子が多子加算算定の対象)
児童扶養手当制度	ひとり親家庭等で18歳未満(障がい児は20歳未満)の児童を養育している方 (対象児童1人) 月額 最大 48,050円～11,340円 (対象児童2人以上) 1人につき最大 11,350円加算 支給月: 5月、7月、9月、11月、1月、3月
特別児童扶養手当制度	精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している方 (1級障がい児) 月額 58,450円 (2級障がい児) 月額 38,930円 / 支給月: 4月、8月、11月

### ～子育て支援センター事業～ センター直通 Tel.62-2278

【申し込みが必要です】

事業の名称	事業の内容
スマイルツアーDay (年3回開催)	町内施設を訪れながら、お子さんと保護者の方のふれあいを大切にしました。 (開催予定日) 5/27・7/22・10/28
ぽかぽかベビーマッサージ (毎月開催)	生後2か月から8か月頃の赤ちゃんが対象です。助産師さんによるベビーマッサージ、育児相談、産後ケアの相談にご利用ください。 (開催予定日) 4/8・5/13・6/10・7/8・8/12・9/9 10/14・11/11・12/10・1/13・2/10・3/10
わくわくワークショップ (年6回開催)	パステルアートやフラワーアレンジメントなどで、保護者がリフレッシュする講座です。お子さんを無料で託児します。 (開催予定日) 4/22・6/17・9/30・11/18・1/20・2/17
読み聞かせ&おしゃべり会 (年7回開催)	7回開催のうち、1回は英語で遊ぼうバージョンです。読み聞かせの後は参加者同士の子育て情報交換会や製作活動を行います。 (開催予定日) 4/15・7/22・8/19・10/21・11/4・12/16・3/18
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	生後6か月から満3歳未満の保育施設を利用していないお子さんの育ちの支援のため、月10時間以内で保育施設等を利用できます。町では、子育て支援センターにて実施します。事前にセンターにお問合せください。

### ～あそびの広場事業～ センター直通 Tel.62-2278

【申請不要】

事業の名称	事業の内容
あそびの広場 子育て支援センター Tel.62-2278 又は教育課 Tel.62-2223	就学前の児童を対象とした、子育て応援団「あんよ」による遊び場の提供。併せて保護者同士や世代間の交流の活性化などを目的に、隔週の土曜日の午前中に開催しています。 (時間) 9:30～12:00 (場所) 中央公民館 2階和室 (開催予定日) ※年23回開催 4/11・4/25・5/9・5/23・6/13・6/27・7/11・7/25・8/8・8/22・9/12・9/26 10/10・10/24・11/14・11/28・12/12・12/26・1/9・1/23・2/13・2/27・3/13

